

商品概要説明書

リフォームローン（一般型A）

（令和7年9月13日現在）

商品名	リフォームローン（一般型A）
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上66歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 ○前年度税込年収が200万円以上（農業者の場合は150万円以上）ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が3年以上の方。 ○借入期間が10年を超える場合は、団体信用生命共済に加入できる方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金を対象とします。 ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲内のものとします。 （住宅関連設備の例） ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。
借入金額	○10万円以上1,500万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち500万円以内とします。
借入期間	○1年以上20年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。 ○また、空き家解体資金の場合、借入期間は1年以上10年以内とします。

借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。												
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。）、年 2 回返済方式（農業者の方に限ります。）のいずれかをご選択いただけます。												
担保	○不要です。												
保証人	○当 J A が指定する保証機関（北海道農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。												
保証料	○分割払い お客様から当 J A へお支払いいただく利息の中から当 J A が保証機関へ支払います。この場合、お借入利率は年 0.35%または 0.40%上乗せされた利率が適用されます。												
団体信用生命共済	○借入期間が 10 年を超える場合は、当 J A 所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。また、借入期間が 10 年以内の場合についても、ご希望によりご加入いただけます。 なお、共済掛金は当 J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><th colspan="2">団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr><tr><td colspan="2">団体信用生命共済（特約なし）</td><td>なし</td></tr><tr><td></td><td>借入期間が 10 年以内の場合</td><td>なし</td></tr><tr><td colspan="2">三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>なし</td></tr></table>	団体信用生命共済名		加算利率	団体信用生命共済（特約なし）		なし		借入期間が 10 年以内の場合	なし	三大疾病保障特約付団体信用生命共済		なし
団体信用生命共済名		加算利率											
団体信用生命共済（特約なし）		なし											
	借入期間が 10 年以内の場合	なし											
三大疾病保障特約付団体信用生命共済		なし											
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合（500 万円以上）…55,000 円 ②全額繰上返済の場合（500 万円以下）…5,500 円 ③一部繰上返済の場合…3,300 円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 11,000 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本所または金融部(電話：0155－56－2132)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。												

	また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）
その他	○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。

J Aさつない

商品概要説明書

リフォームローン（基金協会型）

（令和 7 年 9 月 13 日現在）

商品名	リフォームローン（基金協会型）
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 70 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○継続して安定した勤務先（営業）からの収入のある方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。 （住宅関連設備の例） ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、居住していない住宅の解体にかかる費用を対象とします。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金を対象とします。
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○1 年以上 15 年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）、年 2 回返済方式（農業者の方に限ります。）

	のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（北海道農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○分割払い お客様から当 J A へお支払いいただく利息の中から当 J A が保証機関へ支払います。この場合、お借入利率は年 0.35% または 0.40% 上乗せされた利率が適用されます。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…5,500 円 ②一部繰上返済の場合…3,300 円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 11,000 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本所または金融部（電話：0155-56-2132）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A さつない